

社会保障審議会年金部会 年金財政における経済前提に関する専門委員会 設置要綱

1. 設置の趣旨

令和6年までに行う公的年金の財政検証における経済前提等について、社会保障審議会年金部会における審議に資するため、専門的・技術的な事項について検討を行う専門委員会として、年金財政における経済前提に関する専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 委員会の構成

委員会は、経済、金融その他年金財政等に関し識見を有する者により構成する。

3. 運営等

- (1) 委員会に委員長を置く。委員長は委員の中から互選により選任する。
- (2) 委員長は、委員会の事務を掌理する。
- (3) 委員会の会議及び議事録は公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議及び議事録について、その全部又は一部を非公開とすることができます。

この場合には、委員長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

- (4) 委員会の庶務は、厚生労働省年金局数理課が行う。
- (5) (1)～(4)に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。